

第3章 地域別構想

1. 地域区分

地域別構想は、全体構想との整合性を図りつつ、地域の特性や実情に応じた身近なまちづくりの方針を明らかにするものです。

地域区分については、地域の将来像を描く適切なまとまりのある空間として、概ね小学校区を基本単位に、「橋本地域」、「岸上・山田地域」、「紀見地域」、「隅田地域」、「恋野・学文路地域（都市計画区域外を含む）」、「高野口地域」の6地域を設定します。

■ 地域区分図



2.地域のまちづくり方針

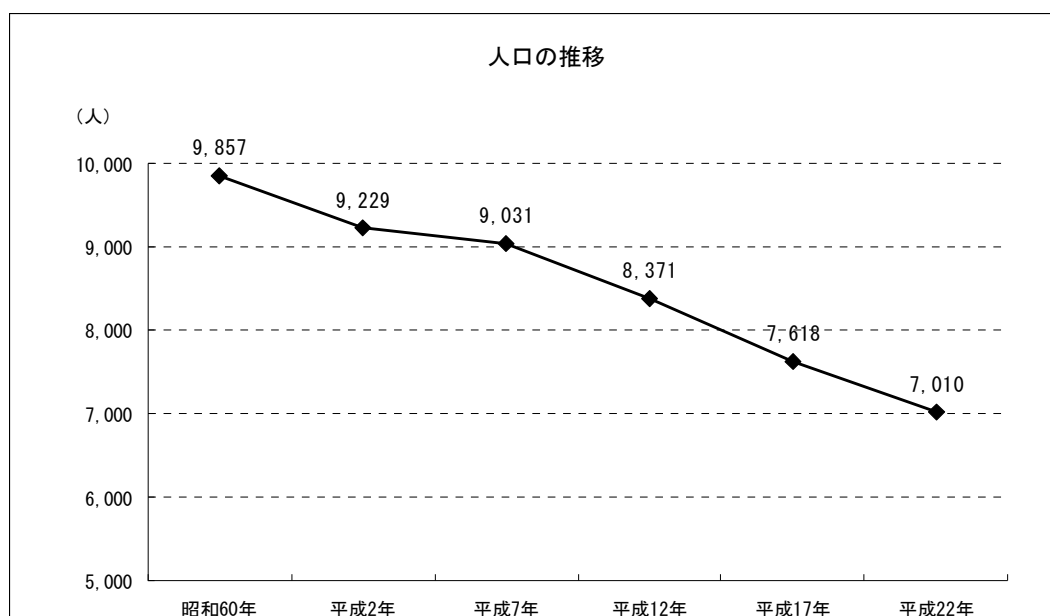
地域のまちづくり方針については、全体構想との整合性に留意しつつ、地域の課題に対応する方針の整理を行ったもので、地域住民と行政の協働による今後のまちづくりの基本的な取り組みを示すものです。

なお、土地利用等に係る内容については全体構想に示すとおりとします。

(1) 橋本地域

1) 地域の特性

- ・本地域は、橋本小学校区で構成され、橋本駅や市役所などが立地するなど、市の中核機能が集積しています。
- ・橋本駅は、JR 和歌山線と南海高野線が交差し、本市の玄関口としての機能を果たしています。
- ・地域の南側には、紀の川が流れ、雄大な水辺景観がみられます。
- ・平成 22 年の地域人口は 7,010 人（市域人口の 10.6%）で減少傾向が続いており、平成 17 年からの減少率は 8.0%となっています。



資料：昭和 60 年～平成 7 年人口は平成 10 年度都市計画基礎調査

平成 12 年、17 年人口は平成 20 年度都市計画基礎調査

平成 22 年は住民基本台帳登録人口（9 月末現在）を国勢調査人口に按分した数値

2) 地域の課題

①橋本駅前周辺市街地の活性化

- ・本市の顔である橋本地域では、橋本駅前周辺の商業機能の低下や人口減少が続いており、地域特性を活かしながら中心市街地の再生に取り組む必要があります。

②地域資源の活用による個性と魅力の創出

- ・本地域には、紀の川、橋本川をはじめ、伊勢（大和）街道、高野街道などの多くの地域資源を有しています。こうした地域資源を活用し、個性と魅力ある市街地を形成す

る必要があります。

③まちなかの住みよい暮らしの確保

- ・人口減少に歯止めを掛け、まちなかにおける多様な世代の居住を促進していくため、良好な住環境や安心して歩ける道路の確保など魅力ある定住基盤の充実が必要です。

3) 地域の将来像と目標

■地域の将来像

“個性と創出による賑わいのある地域づくり”

■地域づくりの目標

①中心拠点における賑わいと利便性の高いまちづくり

- ・商業、居住機能等の集積や誰もが移動しやすい交通環境の向上、まちなかの地域特性を活かした個性と魅力ある市街地の形成などにより、橋本駅周辺市街地での賑わいと利便性の高い中心拠点の形成を目指します。

②地域特性を活かしたまちづくり

- ・紀の川や歴史街道を活かした環境づくり、コミュニティや交流の場となる橋本市運動公園や丸山公園などの充実、行政サービス機能の集積・強化など、地域特性を活かしたまちづくりを目指します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

- ・良好な住環境の維持・向上、安全で快適な地域交通や下水道等の充実、地域防災体制の強化など、安全で快適な暮らしが確保されたまちづくりを目指します。

4) 地域のまちづくり方針

①中心拠点における賑わいと利便性の高いまちづくり

○橋本駅周辺の活性化

- ・橋本駅周辺においては、土地区画整理事業と併せて、商業、業務、文化、居住機能など多様な都市機能の集積とともに、駐車場等の確保に努めるなど、便利で魅力ある中心拠点を形成します。
- ・橋本駅前商店街については、「橋本駅前商店街活性化計画」に基づき、市民協働のもと、施設のバリアフリー化や景観への配慮、高齢者に配慮した居住空間の整備等に努めます。
- ・橋本駅周辺における中心市街地の整備を進め、商業、サービス業等の活性化を目指します。
- ・橋本駅周辺においては、本市の顔にふさわしい魅力ある都市景観の創出に努めます。
- ・人口減少を防止するため、民間による良質な賃貸住宅の供給を促進します。

○誰もが移動しやすい交通環境の向上

- ・土地区画整理事業と併せて、国道 24 号、国道 370 号の整備を促進します。特に、

国道 24 号においては、交通の安全を確保するため、大和街道環境整備事業に基づき、地権者等の協力を得ながら、自転車・歩行者道の確保やバリアフリー化を促進します。

- ・橋本駅周辺のバリアフリー化を促進します。

○まちなかの地域資源を活かした個性と魅力ある市街地の形成

- ・市民の憩いの場の創出や交流を促進するため、土地区画整理事業等と併せて公園・緑地の確保に努めます。
- ・まちなかの憩いの場として、空き地等を活用しポケットパーク等の整備に努めます。
- ・個性と魅力ある市街地を形成するため、多くの歴史的遺産や紀の川・橋本川などの河川景観をまちづくり資源として活用します。

②地域特性を活かしたまちづくり

○紀の川や歴史街道にふれあう環境づくり

- ・紀の川をはじめ、その支流である橋本川等の河川やため池などについては、動植物の生息・生育環境を保全しつつ、市民のやすらぎや憩いの場としての活用を促進します。
- ・伊勢（大和）街道と高野街道の歴史とふれあえる環境づくりに取り組むため、これらが交差する四つ辻周辺の景観整備に努めます。
- ・ハイキングコースである大和街道コース、高野街道コースについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保に努めます。
- ・橋本市運動公園など既存のレクリエーション施設やハイキングコースなどを観光資源として活用するとともに、これら体験型観光資源のネットワーク化を図ります。

○橋本市運動公園や丸山公園など公園・緑地の充実

- ・橋本市運動公園については、スポーツ拠点として、市民の健康増進や交流機能等の確保に努めるとともに、緑豊かな景観の維持・向上に努めます。
- ・桜の名所や古墳の在り所である丸山公園については、緑の拠点として、公園施設の拡充や管理の充実に努めます。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を推進します。

○公共公益施設が集積するシビックゾーンの充実

- ・市役所周辺では行政、業務、教育・文化機能が集積するシビックゾーンを形成し、より一層の機能強化とともに、旧市民病院跡地においては、橋本市保健福祉センターの整備を図ります。
- ・生涯学習に関する多様な市民ニーズに対応するため、生涯学習施設の充実について検討します。
- ・文化の振興や生涯学習等を促進するため、市民会館や教育文化会館、民間の博物館などの施設の充実に努めます。

- ・市民の行政サービス拠点にふさわしい景観の形成に取り組みます。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

○良好な住環境の維持・向上

- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民と協調しながら地区計画制度や建築協定などを活用し、生活道路の改善や狭小宅地の防止などに努めます。
- ・地域の個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、地区計画や緑地協定等を活用しつつ、市民・企業・行政の協働の取り組みによる景観づくりを促進します。
- ・循環型・低炭素型のまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して、資源循環・省エネルギー、再生可能エネルギーなど環境負荷の低減に向けた取り組みを推進します。
- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組むとともに、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・区・自治会で取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や地域内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。

○地域交通の充実

- ・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者の協力のもと、狭あいな道路や行き止まり道路等の解消に努めます。
- ・国道 24 号や国道 371 号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組みます。
- ・地域に愛される道路づくりを推進するため、地域住民等と行政が協力しながら、道路緑化や清掃などの取り組みを推進します。

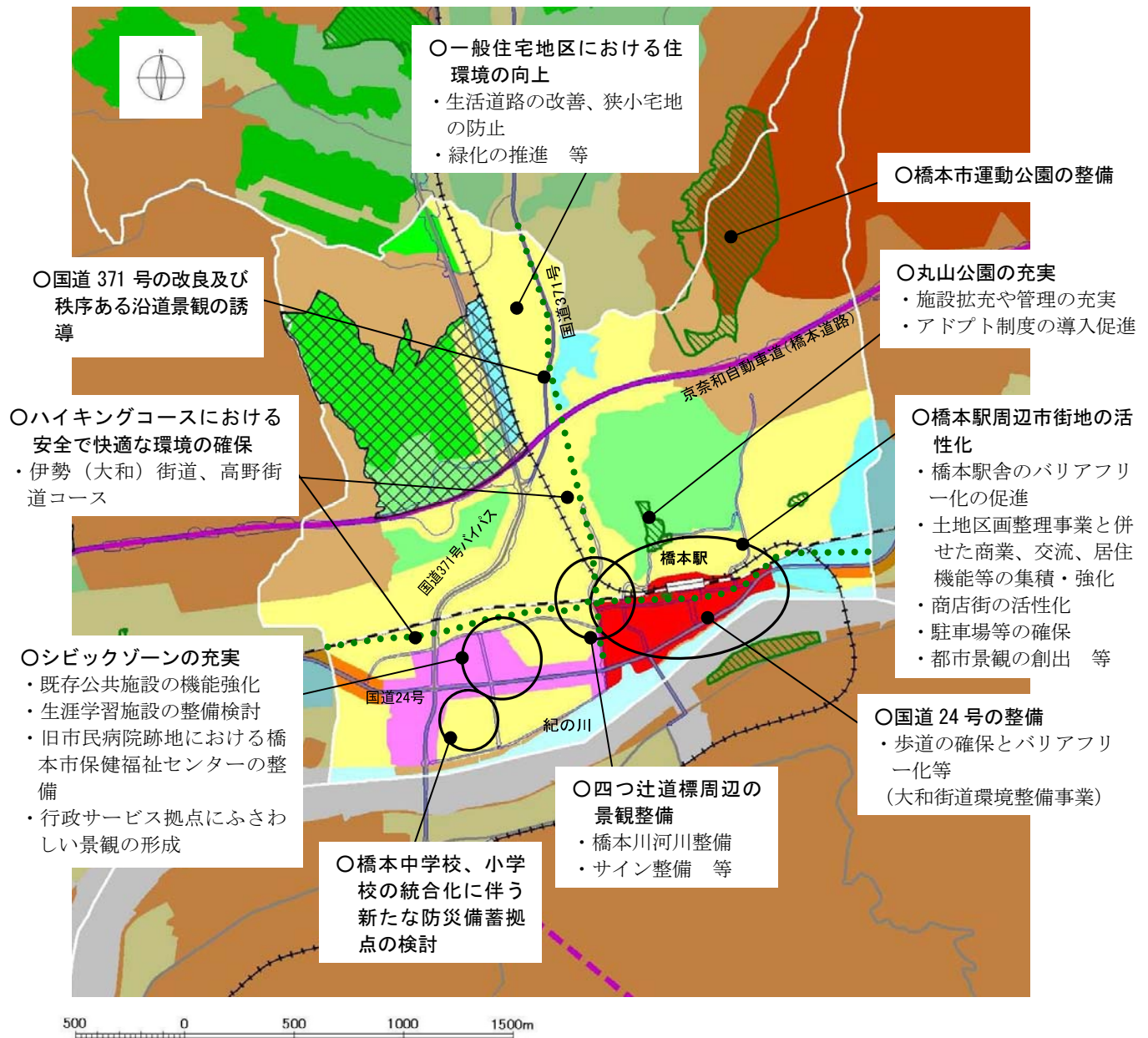
○下水道等の充実

- ・良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道区域外の地域については、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

○地域防災体制の強化

- ・拠点避難所に防災倉庫及び災害備蓄品を計画的に配備します。
- ・拠点施設である小学校や中学校などについては、救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に努めます。
- ・備蓄拠点においては、食糧、生活必需品、医療品、仮設トイレ、応急給水資機材等の災害用備蓄物資の充実に努めます。
- ・地区の公民館は、補完的な備蓄拠点として災害救援物資等を配備します。
- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。

橋本地域のまちづくり方針図



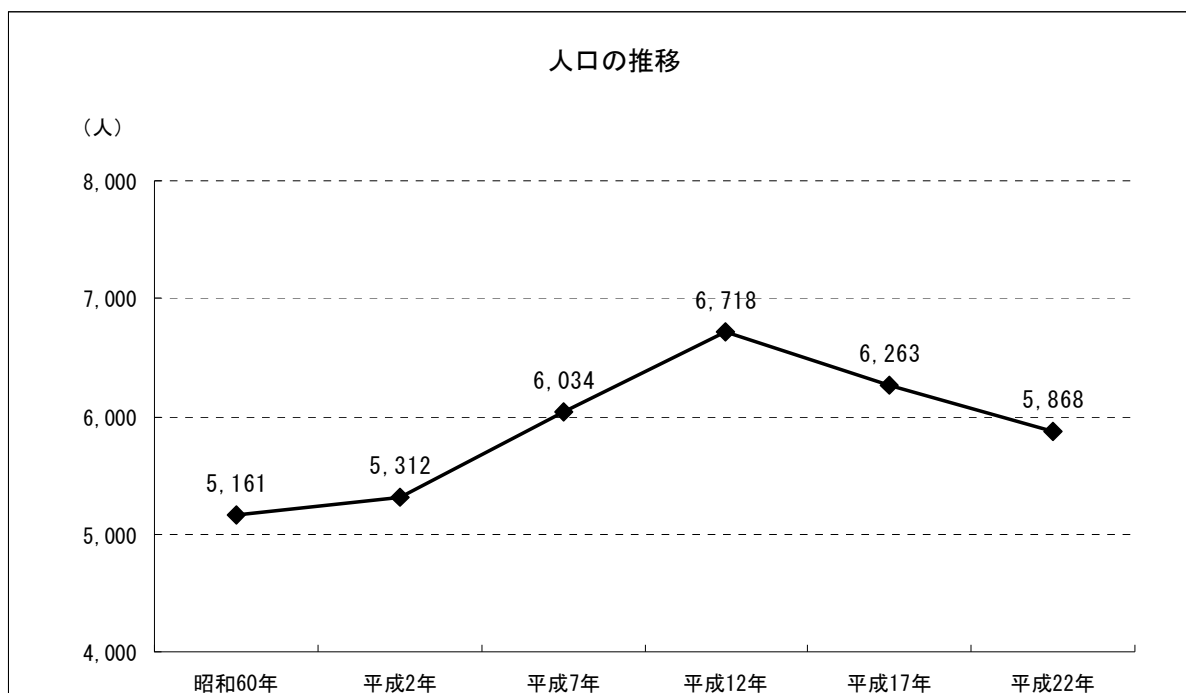
凡例

低層住宅地区	高規格幹線道路
中高層住宅地区	高規格幹線道路候補路線
一般住宅地区	広域・地域幹線道路
中心商業地区	市内幹線道路
地域商業地区	鉄道
近隣商業地区	都市計画公園
住居系沿道サービス地区	供用済み
工業系沿道サービス地区	未供用
産業集積地区	都市計画区域
住宅・産業共存地区	
行政サービス地区	
農業・集落地区	
スポーツ・レクリエーション地区	
紀の川・レクリエーションゾーン	
山林ゾーン	
土地利用検討地区	

(2) 岸上・山田地域

1) 地域の特性

- ・本地域は、西部小学校区で構成されており、市街地は JR 紀伊山田駅を中心に広がっています。
- ・国道 24 号と紀の川に挟まれた地区にはまとまりのある農地があり、また、JR 和歌山線以北地区は吉原川及び山田川沿いの平坦部に農地と集落が広がっています。
- ・地域の南側には紀の川が流れ、雄大な水辺景観がみられます。
- ・平成 22 年の地域人口は 5,868 人（市域人口の 8.8%）で、平成 12 年から減少傾向が続いており、平成 17 年からの減少率は 6.3%となっています。



資料：昭和 60 年～平成 7 年人口は平成 10 年度都市計画基礎調査

平成 12 年、17 年人口は平成 20 年度都市計画基礎調査

平成 22 年は住民基本台帳登録人口（9 月末現在）を国勢調査人口に按分した数値

2) 地域の課題

①地域の魅力の向上

- ・本地域には、紀の川や金剛生駒紀泉国定公園等の自然をはじめ、一言主神社、神野々キャンプ場など多様な資源があります。地域の居住魅力を高めていくためには、こうした地域資源を守り育て、まちづくりに活用していく必要があります。

②定住基盤の充実

- ・これまで人口は増加傾向にあったものの、平成 17 年から減少に転じています。地域の活力やコミュニティの維持を図るためには、良好な住環境や道路、下水道等の生活基盤施設の確保など定住基盤の充実が必要です。

3) 地域の将来像と目標

■地域の将来像

“豊かな自然や歴史文化と水辺にうるおう地域づくり”

■地域づくりの目標

①水と緑、歴史文化を守り育てるまちづくり

- ・金剛生駒紀泉国定公園の自然や神野々キャンプ場などを活かした環境づくり、コミュニティや交流の場となる神野々緑地など公園・広場等の充実により、水と緑、歴史を守り育てるまちづくりを目指します。

②安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

- ・良好な住環境の維持・向上、地域交通や下水道等の充実、地域防災体制の強化など、安全で快適な暮らしが確保されたまちづくりを目指します。

4) 地域のまちづくり方針

①水と緑、歴史文化を守り育てるまちづくり

○吉原川や一言主神社など水と緑、歴史にふれあう環境づくり

- ・金剛生駒紀泉国定公園の山並みや里山などについては、緑豊かな自然環境の保全・活用に努めます。
- ・高野街道の歴史とふれあえる環境づくりに取り組むため、一言主神社周辺の景観整備に努めます。
- ・ハイキングコースである大和街道コース、地蔵寺コースについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保に努めます。
- ・神野々キャンプ場など既存のレクリエーション施設やハイキングコースなどを観光資源として活用するとともに、これら体験型観光資源のネットワーク化を図ります。
- ・吉原川等の河川やため池などについては、動植物の生息・生育環境を保全しつつ、市民のやすらぎや憩いの場としての活用を促進します。
- ・市民のふるさと意識等の向上を図るため、あさもよし歴史館の施設の充実や凍り豆腐製造跡の活用を検討します。

○神野々緑地など公園・緑地等の充実

- ・紀の川河川敷の神野々緑地については、スポーツ拠点として、市民の健康増進や交流機能等の確保に努めます。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を推進します。

②安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

○良好な住環境の維持・向上

- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民と協調しながら地区計画制度や建

築協定などを活用し、生活道路の改善や狭小宅地の防止などに努めます。

- ・循環型・低炭素型のまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して、資源循環・省エネルギー、再生可能エネルギーなど環境負荷の低減に向けた取り組みを推進します。
- ・地域の個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、地区計画や緑地協定等を活用しつつ、市民・企業・行政の協働の取り組みによる景観づくりを促進します。
- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組むとともに、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・区・自治会で取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や地域内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。

○地域交通の充実

- ・市内交通の円滑化を図るため、県道山田御幸辻停車場線、山田岸上線（西部地域の幹線道路）の整備を促進するとともに、神野々真土線（国道 24 号）など都市計画道路の整備を促進します。
- ・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者の協力のもと、狭あいな道路や行き止まり道路等の解消に努めます。
- ・国道 24 号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組みます。
- ・地域に愛される道路づくりを推進するため、地域住民等と行政が協力しながら、道路緑化や清掃などの取り組みを推進します。

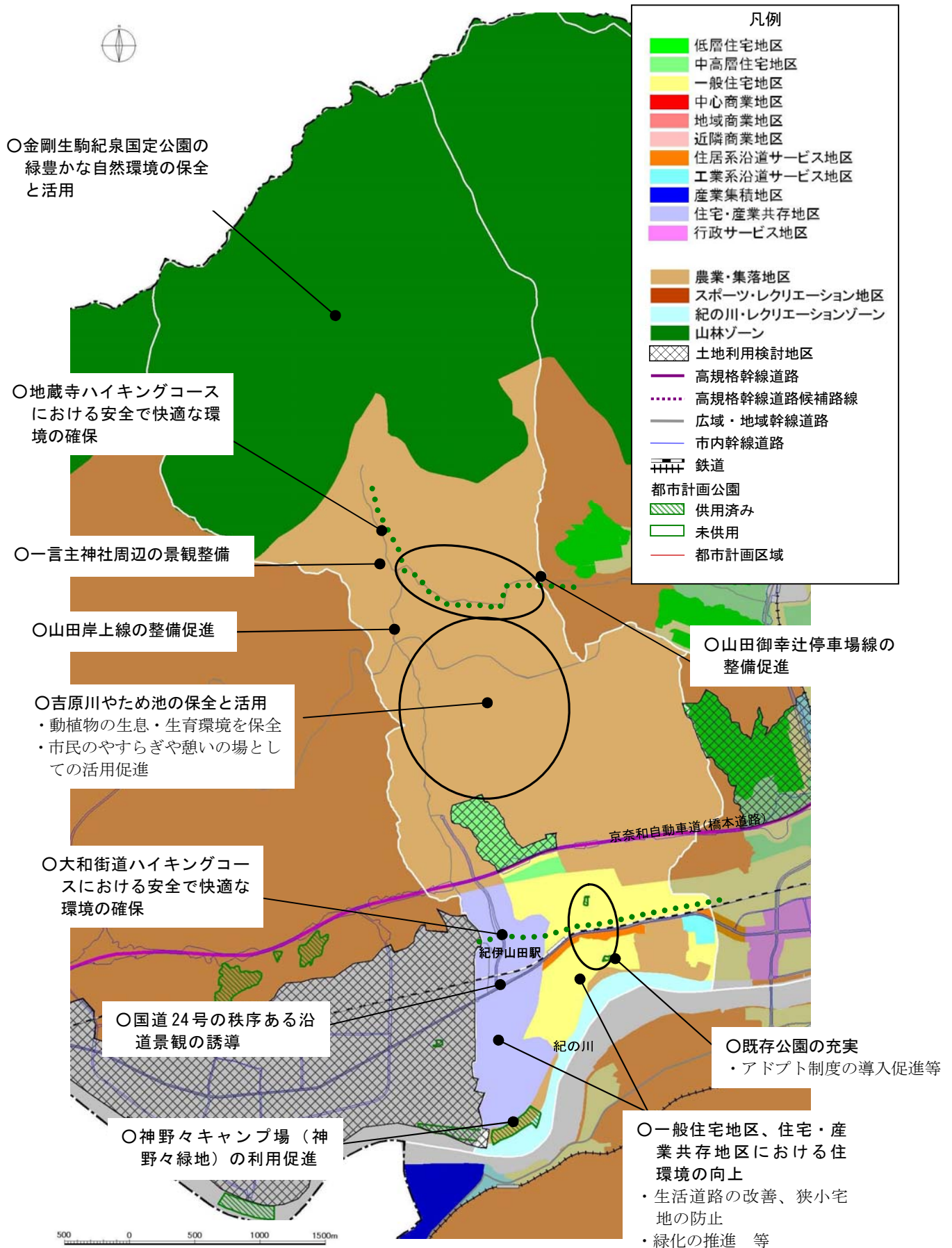
○下水道等の充実

- ・良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道区域外及び農業集落排水区域外については、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

○地域防災体制の充実

- ・拠点避難所に防災倉庫及び災害備蓄品を計画的に配備します。
- ・拠点施設である小学校や中学校などについては、救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に努めます。
- ・地区の公民館は、補完的な備蓄拠点として災害救援物資等を配備します。
- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。

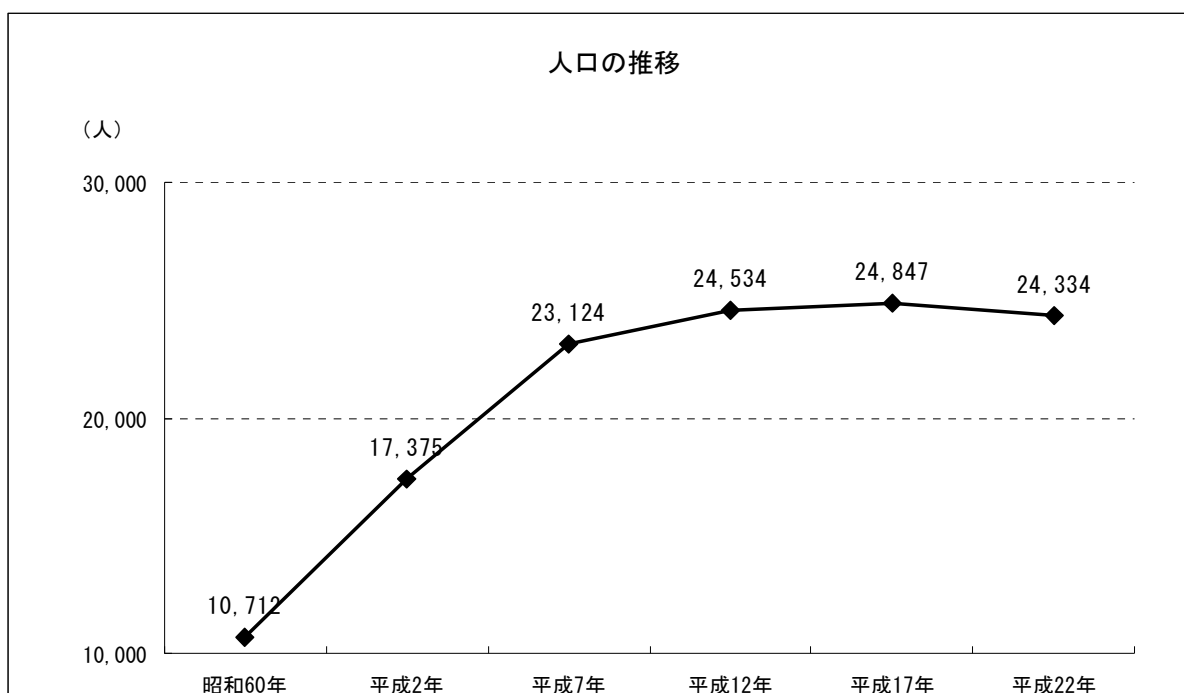
岸上・山田地域のまちづくり方針図



(3) 紀見地域

1) 地域の特性

- ・本地域は、紀見小学校、境原小学校、柱本小学校、城山小学校、三石小学校の 5 小学校区で構成されています。
- ・紀見峠駅、林間田園都市駅、御幸辻駅の 3 駅があり、そのうち林間田園都市駅周辺は、本地域の生活拠点として位置づけられています。
- ・また、丘陵部に開発された市街地のほとんどが、良好な戸建て住宅地を形成しています。
- ・地域北部には、金剛生駒紀泉国定公園の山並みが広がっています。
- ・平成 22 年の地域人口は 24,334 人（市域人口の 36.7%）で、平成 17 年から減少しており、その減少率は 2.1%となっています。



資料：昭和 60 年～平成 7 年人口は平成 10 年度都市計画基礎調査
平成 12 年、17 年人口は平成 20 年度都市計画基礎調査
平成 22 年は住民基本台帳登録人口（9 月末現在）を国勢調査人口に按分した数値

2) 地域の課題

①林間田園都市駅周辺の魅力と利便性の向上

- ・本地域では身近な生活サービス施設の充実を求められています。このため、地域の中心である林間田園都市駅周辺市街地においては、日常の生活利便施設の充実など、地域の顔として魅力と利便性の高い市街地環境を形成する必要があります。

②居住魅力である自然環境等の保全と活用

- ・大規模住宅開発地が集積する本地域では自然環境の豊かさが大きな魅力となっています。このため、金剛生駒紀泉国定公園における自然環境の保全や紀伊見峠宿場跡、不動山の巨石などの観光・レクリエーション施設を活用し、居住魅力を一層高めていく必要があります。

③定住基盤の充実

- ・人口増加が続いていた本地域の人口は近年鈍化傾向にあり、宅地化が進んでいない地区もみられます。このため、良好な住環境や道路、下水道等の生活基盤施設の確保など、定住基盤の充実が必要です。

3) 地域の将来像と目標

■地域の将来像

“自然や歴史を居住魅力とした利便性の高い地域づくり”

■地域づくりの目標

①地域拠点における魅力と利便性の高いまちづくり

- ・日常の生活利便機能等の集積や駅前広場の整備など、地域生活拠点である林間田園都市駅周辺市街地での魅力と利便性の高いまちづくりを目指します。

②自然や歴史文化、交流を居住魅力としたまちづくり

- ・金剛生駒紀泉国定公園の自然や紀伊見峠宿場跡、不動山の巨石などを活かした環境づくり、コミュニティや交流の場となる杉村公園など公園・広場等の充実などにより、自然や歴史文化、交流を居住魅力としたまちづくりを目指します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

- ・良好な住環境の維持・向上、地域交通や下水道等の充実、地域防災体制の強化など、安全で快適な暮らしが確保されたまちづくりを目指します。

4) 地域のまちづくり方針

①地域拠点における魅力と利便性の高いまちづくり

○林間田園都市駅周辺の活性化

- ・林間田園都市駅周辺の市街地は、中心拠点を補完する地域生活拠点として、日常の生活利便機能などの都市機能の集積を図ります。
- ・住宅開発団地の生活利便施設等については、高齢者等の利便性の確保や防犯の観点からその維持に努めるとともに、必要に応じて新たな施設の立地を適切に誘導します。
- ・林間田園都市駅周辺においては、地域の顔にふさわしい魅力ある都市景観の創出に努めます。

○駅前広場の整備等

- ・鉄道駅における各種交通機関との結節機能を強化するため、林間田園都市駅前広場、御幸辻駅前広場の整備を推進します。

②自然や歴史文化、交流を居住魅力としたまちづくり

○橋本川や紀伊見峠宿場跡など水と緑、歴史にふれあう環境づくり

- ・金剛生駒紀泉国定公園の山並みや里山などについては、緑豊かな自然環境の保全・活用に努めます。
- ・歴史とふれあえる環境づくりに取り組むため、子安地蔵寺周辺及び紀伊見峠宿場跡や不動山の巨石周辺の景観整備に努めます。
- ・ハイキングコースである地蔵寺コース、紀伊見峠コース、万葉コースについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保に努めます。
- ・橋本川、東谷川等の河川やため池などについては、動植物の生息・生育環境を保全しつつ、市民のやすらぎや憩いの場としての活用を促進します。
- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組むとともに、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・区・自治会で取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や地域内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。

○杉村公園など公園・緑地等の充実

- ・四季折々の花が美しい杉村公園については、緑の拠点として、郷土資料館など公園施設の拡充や管理の充実とともに、緑豊かな景観の維持・向上に努めます。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を推進します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

○良好な住環境の維持・向上

- ・開発事業者への要請や指導を行い、住宅開発地区における造成済宅地への入居を促進します。
- ・北部丘陵地の低層戸建て住宅を中心とする大規模住宅地開発地区及び今後、予定される開発・整備地区については、地区計画や建築協定等により、良好なまちなみ景観の維持・向上に努めます。
- ・地域の個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、地区計画や緑地協定等を活用しつつ、市民・企業・行政の協働の取り組みによる景観づくりを促進します。
- ・循環型・低炭素型のまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して、資源循環・省エネルギー、再生可能エネルギーなど環境負荷の低減に向けた取り組みを推進します。

○安全で快適な地域交通の充実

- ・大阪橋本道路（新紀見トンネル）の整備を促進します。
- ・橋本バイパス線（国道371号バイパス）の早期整備及び沿道利用の促進や東家慶賀野線など都市計画道路の整備を推進します。
- ・市内交通の円滑化を図るため、県道山田御幸辻停車場線、二見御幸辻停車場線の整備を促進します。

- ・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者の協力のもと、狭あいな道路や行き止まり道路等の解消に努めます。
- ・国道 371 号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組めます。
- ・地域に愛される道路づくりを推進するため、地域住民等と行政が協力しながら、道路緑化や清掃などの取り組みを推進します。

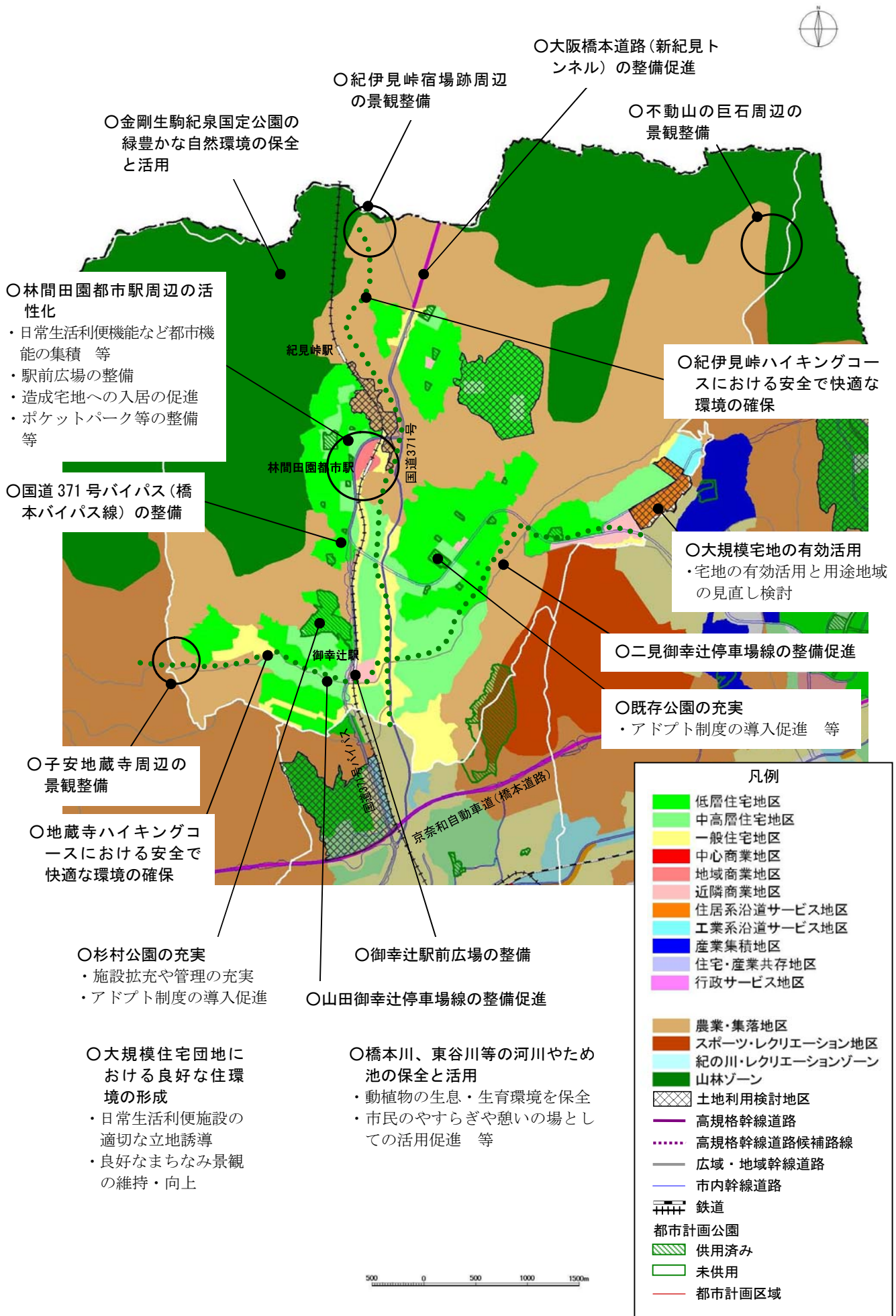
○下水道等の充実

- ・良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道区域外の地域については、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

○地域防災体制の充実

- ・拠点避難所に防災倉庫及び災害備蓄品を計画的に配備します。
- ・拠点施設である小学校や中学校などについては、救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に努めます。
- ・地区の公民館は、補完的な備蓄拠点として災害救援物資等を配備します。
- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。

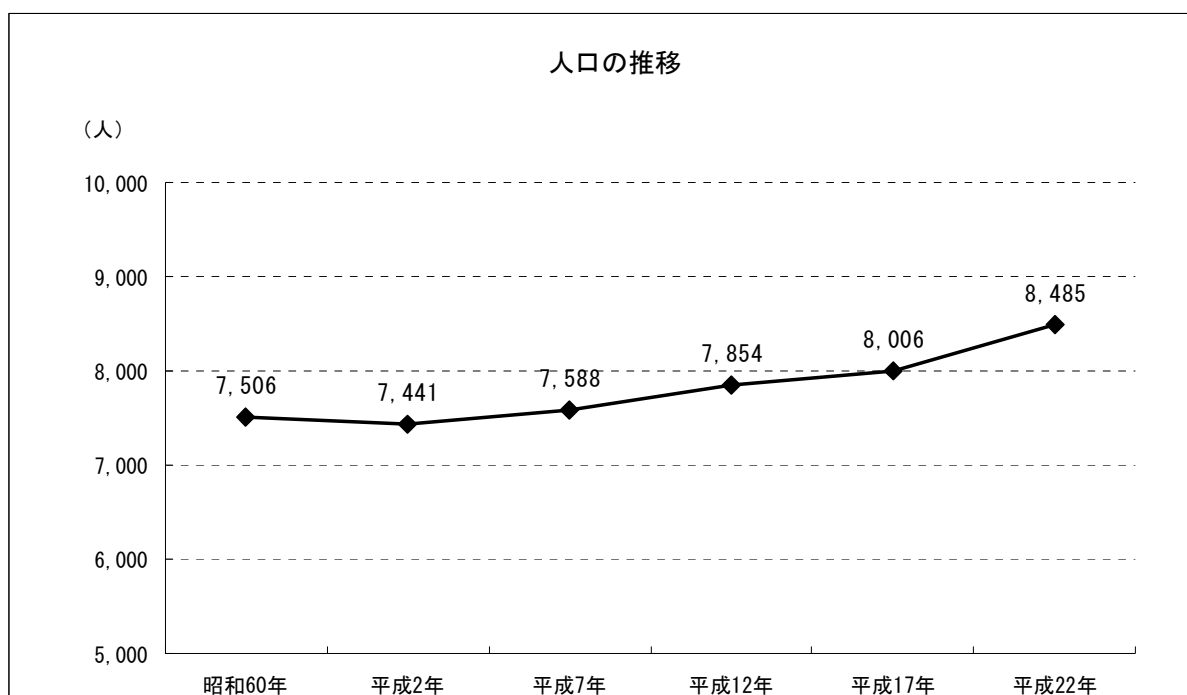
紀見地域のまちづくり方針図



(4) 隅田地域

1) 地域の特性

- ・本地域は、隅田小学校区で構成されており、国道 24 号沿道に既成市街地が広がっています。
- ・3 つの土地区画整理事業が完了し、うち 2 地区で入居が進んでいます。
- ・交通機関は、JR 和歌山線隅田駅と下兵庫駅の 2 つの駅があるものの、大阪方面へ通勤・通学する人の多くが橋本駅または林間田園都市駅を利用しています。
- ・地域の南側には紀の川が流れ、雄大な水辺景観がみられます。
- ・平成 22 年の地域人口は 8,485 人（市域人口の 12.8%）で、平成 2 年から増加傾向にあり、平成 17 年からの増加率は 6.0%となっています。



資料：昭和 60 年～平成 7 年人口は平成 10 年度都市計画基礎調査
平成 12 年、17 年人口は平成 20 年度都市計画基礎調査
平成 22 年は住民基本台帳登録人口（9 月末現在）を国勢調査人口に按分した数値

2) 地域の課題

①商業や産業拠点の育成

- ・本地域では、京奈和自動車道橋本東 IC 周辺に大規模店舗集積地区がみられ、大規模工業地を産業拠点に位置づけています。市民の買い物サービスを確保するためには、既存商業集積地における商業環境の維持・向上とともに、産業拠点における企業立地を促進し地域経済の安定した発展を図る必要があります。

②地域資源の活用による居住魅力の確保

- ・本地域には、紀の川、金剛生駒紀泉国定公園の自然や隅田八幡神社、利生護国寺、ゴルフ場など多くの地域資源があります。未利用地が多く存在する本地域では、こうした地域資源を活用し、地域の居住魅力を確保していく必要があります。

③定住基盤の充実

- ・ 本地域の人口は住宅開発により増加傾向が続いています。今後も良好な宅地開発の誘導と併せて居住を促進するためには、良好な住環境や道路、下水道等の生活基盤施設の確保など定住基盤の充実が必要です。

3) 地域の将来像と目標

■地域の将来像

“居住と産業が共存する職住近接の地域づくり”

■地域づくりの目標

①地域拠点や産業拠点における魅力と活力のあるまちづくり

- ・ 大規模店舗集積地区における商業環境の維持・向上や橋本東 IC 周辺の景観の形成、企業立地の促進など、地域拠点や産業拠点における魅力と活力のあるまちづくりを目指します。

②自然や観光・スポーツレクリエーション施設に親しむまちづくり

- ・ 金剛生駒紀泉国定公園の自然や隅田八幡神社、利生護国寺、ゴルフ場などを活かした環境づくりなど、自然や観光・スポーツレクリエーション施設に親しむまちづくりを目指します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

- ・ 良好な住環境の維持・向上、地域交通や下水道等の充実、地域防災体制の強化など、安全で快適な暮らしが確保されたまちづくりを目指します。

4) 地域のまちづくり方針

①地域拠点や産業拠点における魅力と活力のあるまちづくり

○京奈和自動車道橋本東 IC 周辺における商業環境の維持・向上

- ・ 京奈和自動車道橋本東 IC 周辺の大規模店舗等が集積する地区については、日常生活利便機能などの都市機能の集積を図ります。
- ・ 住宅開発団地の生活利便施設等については、高齢者等の利便性の確保や防犯の観点からその維持に努めるとともに、必要に応じて新たな施設の立地を適切に誘導します。
- ・ 京奈和自動車道橋本東 IC 周辺においては、自動車交通の玄関口にふさわしい景観の形成に取り組みます。

○産業拠点等における企業立地の促進

- ・ 地域の活性化や若者など市民の雇用の場を確保するため、京奈和自動車道橋本東 IC の北部一帯の大規模な企業用地については、新規企業の立地促進に努めるとともに、その他の大規模未利用地については、企業用地としての活用を誘導します。
- ・ 周辺の自然環境と調和した緑豊かな産業拠点を形成するため、適切な情報収集のも

と、優遇制度などを活用しながら、製造業・物流業等を中心とした企業の集積を目指します。

- ・ほとんどが大規模な未利用地となっている第 1 種低層住居専用地域の区域では、土地の有効活用を図るため、企業立地の動向等を勘案しつつ、適切な用途地域への変更を検討します。

②自然や観光・スポーツレクリエーション施設に親しむまちづくり

○隅田川や隅田八幡神社など水と緑、歴史にふれあう環境づくり

- ・金剛生駒紀泉国定公園の山並みや里山などについては、緑豊かな自然環境の保全・活用に努めます。
- ・隅田川等の河川やため池などについては、動植物の生息・生育環境を保全しつつ、市民のやすらぎや憩いの場としての活用を促進します。
- ・隅田八幡神社、利生護国寺などの文化財の保存・継承により、歴史にふれることのできる魅力的なまちづくりを進めます。
- ・伊勢（大和）街道の歴史とふれあえる環境づくりに取り組むため、隅田八幡神社周辺の景観整備に努めるとともに、飛び越え石周辺は、観光客などが訪れ楽しめるように、市民・企業・行政が協働して、景観の保全に努めます。
- ・ハイキングコースである大和街道コース、万葉コースについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保に努めます。
- ・ゴルフ場など既存のレクリエーション施設やハイキングコースなどを観光資源として活用するとともに、これら体験型観光資源のネットワーク化を図ります。
- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組むとともに、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・区・自治会で取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や地域内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。

○公園・緑地等の管理の充実

- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を推進します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

○良好な住環境の維持・向上

- ・開発事業者への要請や指導を行い、住宅開発地区における造成済宅地への入居を促進します。
- ・北部丘陵地の低層戸建て住宅を中心とする大規模住宅地開発地区及び今後、予定される開発・整備地区については、地区計画や建築協定等により、良好なまちなみ景観の維持・向上に努めます。
- ・地域の個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、地区計画や緑地協定等を活用しつつ、市民・企業・行政の協働の取り組みによる景観づくりを促進します。
- ・循環型・低炭素型のまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して、資源

循環・省エネルギー、再生可能エネルギーなど環境負荷の低減に向けた取り組みを推進します。

○安全で快適な地域交通の充実

- ・市内交通の円滑化を図るため、県道山内恋野線（恋野橋の架け替え等）の整備を促進するとともに、小峰台垂井線、山内垂井線など都市計画道路の整備を推進します。
- ・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者の協力のもと、狭あいな道路や行き止まり道路等の解消に努めます。
- ・国道 24 号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組みます。
- ・地域に愛される道路づくりを推進するため、地域住民等と行政が協力しながら、道路緑化や清掃などの取り組みを推進します。

○下水道等の充実

- ・良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道区域外の地域については、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

○地域防災体制の充実

- ・拠点避難所に防災倉庫及び災害備蓄品を計画的に配備します。
- ・拠点施設である小学校や中学校などについては、救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に努めます。
- ・地区の公民館は、補完的な備蓄拠点として災害救援物資等を配備します。
- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。

隅田地域のまちづくり方針図



○隅田川等の河川やため池の保全と活用
・動植物の生息・生育環境を保全
・市民のやすらぎや憩いの場としての活用促進 等

○企業立地の促進

○万葉ハイキングコースにおける安全で快適な環境の確保

○ゴルフ場など既存レクリエーション施設のネットワーク化

○金剛生駒紀泉国定公園の緑豊かな自然環境の保全と活用

○大規模未利用地の有効活用
・未利用地の有効活用と用途地域の見直し検討

○大規模住宅団地の充実
・造成宅地への入居促進
・生活利便施設等の立地誘導
・良好なまちなみ景観の維持・向上

○既存公園の充実
・アドプト制度の導入促進 等

○大規模店舗地区における商業環境の維持・向上
・日常生活利便機能などの都市機能の集積等
・京奈和自動車道橋本東 IC 周辺における景観の形成

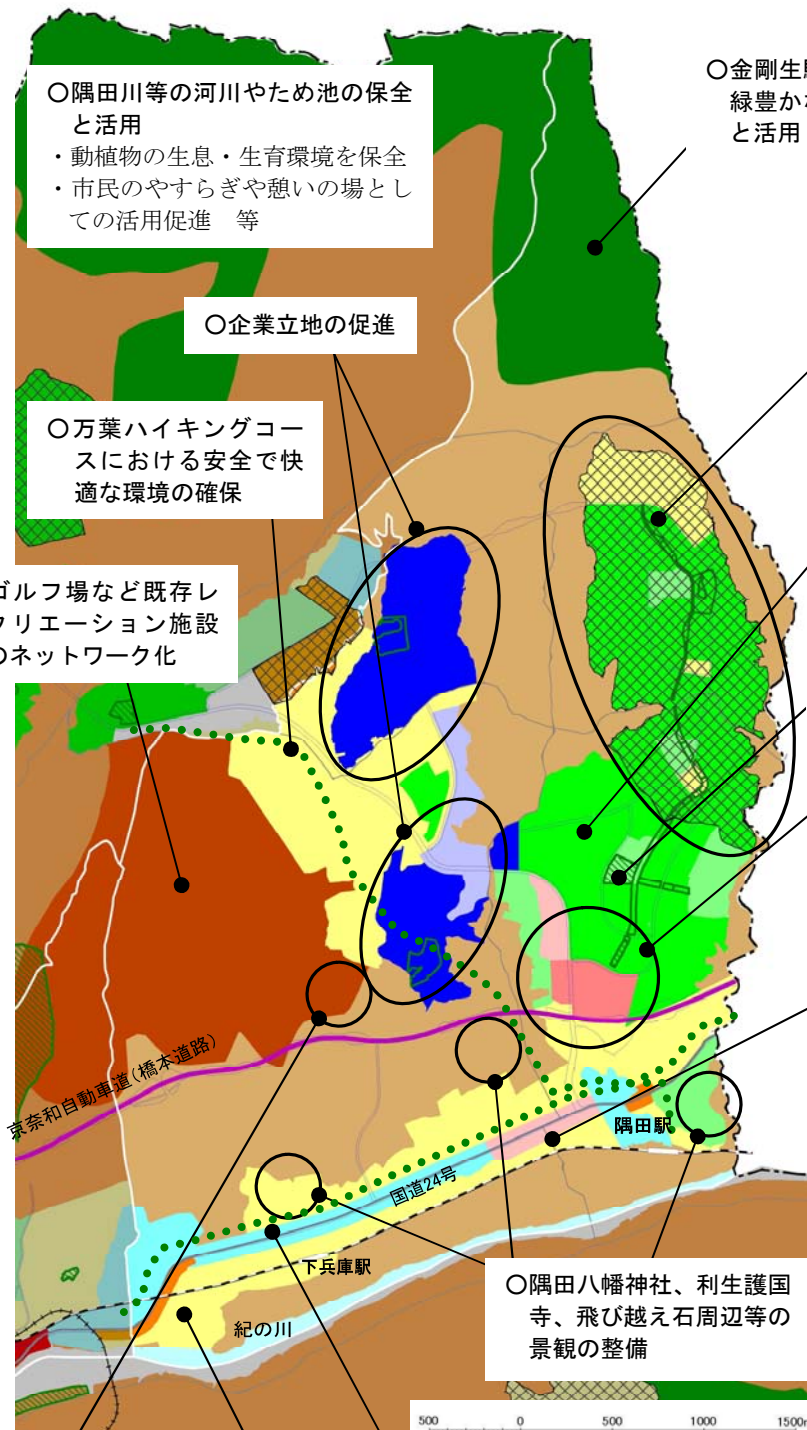
○県道山内恋野線（恋野橋の架け替え等）の整備促進

○隅田八幡神社、利生護国寺、飛び越え石周辺等の景観の整備

○橋本クリーンセンター跡地における利活用の検討

○国道24号の秩序ある沿道景観の誘導

○一般住宅地区等における住環境の向上
・生活道路の改善、狭小宅地の防止
・緑化の推進 等



凡例

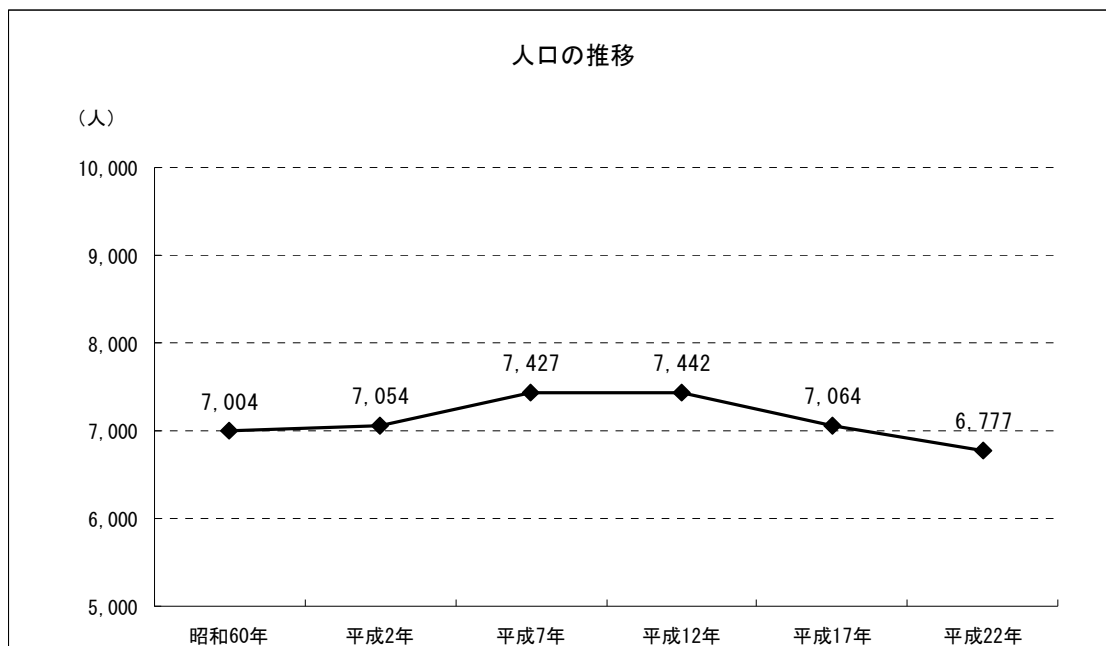
- 低層住宅地区
- 中高層住宅地区
- 一般住宅地区
- 中心商業地区
- 地域商業地区
- 近隣商業地区
- 住居系沿道サービス地区
- 工業系沿道サービス地区
- 産業集積地区
- 住宅・産業共存地区
- 行政サービス地区

- 農業・集落地区
- スポーツ・レクリエーション地区
- 紀の川・レクリエーションゾーン
- 山林ゾーン
- 土地利用検討地区
- 高規格幹線道路
- 高規格幹線道路候補路線
- 広域・地域幹線道路
- 市内幹線道路
- 鉄道
- 都市計画公園
- 供用済み
- 未供用
- 都市計画区域

(5) 恋野・学文路地域

1) 地域の特徴

- ・本地域は、学文路小学校、清水小学校、恋野小学校の3小学校区で構成されています。
- ・紀伊清水駅、学文路駅の2駅があり、地域北部を流れる紀の川沿いの平坦部に市街地や集落などが広がっています。
- ・また、紀の川は、雄大な水辺景観がみられるとともに、市民の憩いの場として利用されています。
- ・中将姫の伝説が残る恋し野の里の恋野地区は、緑豊かな自然環境のなかに中将姫旧跡や中将の森などあり、歴史と自然に恵まれています。
- ・学文路地区にも、江戸時代の治水家“大畑才蔵”、石童丸物語の学文路苅萱堂などの名所旧跡や和歌山県ふるさと建築景観賞を受賞している清水のまちなみなどがあります。
- ・南部には、高野山町石道玉川峡県立自然公園の山並みが広がっています。
- ・平成22年の地域人口は6,777人（市域人口の10.2%）で平成12年から減少傾向が続いており、平成17年からの減少率は4.1%となっています。



資料：昭和60年～平成7年人口は平成10年度都市計画基礎調査

平成12年、17年人口は平成20年度都市計画基礎調査

平成22年は住民基本台帳登録人口（9月末現在）を国勢調査人口に按分した数値

2) 地域の課題

①観光拠点の形成等による地域の活性化

- ・やどり温泉いやしの湯周辺における観光拠点の形成、恋野地区の土地活用を促進し、地域の活性化を推進する必要があります。

②観光・交流を支える地域資源の保全と活用

- ・本地域には、紀の川、高野山町石道玉川峡県立自然公園の自然をはじめ、学文路苅萱堂、中将姫旧跡など多くの地域資源があります。やどり温泉いやしの湯を観光拠点に、こうした地域資源の保全と活用により、観光・交流を促進する必要があります。

③定住基盤の充実

- ・ 本地域の人口は平成 12 年から減少しています。地域活力や地域コミュニティの維持を図るためには、良好な住環境や道路、生活排水処理等の生活基盤施設の確保など定住基盤の充実が必要です。

3) 地域の将来像と目標

■地域の将来像

“観光交流と産業による活力のある地域づくり”

■地域づくりの目標

①観光拠点の形成等における交流と活力のあるまちづくり

- ・ 観光拠点であるやどり温泉いやしの湯の機能充実、恋野地区における土地の有効活用など、交流と活力のあるまちづくりを目指します。

②自然や歴史文化を守り育てるまちづくり

- ・ 高野山町石道玉川峡県立自然公園の自然や学文路菰萱堂、中将姫旧跡などを活かした環境づくりなど、自然や歴史文化を守り育てるまちづくりを目指します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

- ・ 良好な住環境の維持・向上、地域交通や下水道等の充実、地域防災体制の強化など、安全で快適な暮らしが確保されたまちづくりを目指します。

4) 地域のまちづくり方針

①観光拠点の形成等における交流と活力のあるまちづくり

○観光拠点であるやどり温泉いやしの湯の充実

- ・ 観光的魅力の向上による交流人口の拡大を図るため、やどり温泉いやしの湯においては、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」への玄関口として、周辺地域の市道や駐車場等の整備を図ります。

○恋野地区における土地の有効活用

- ・ 恋野地区の土地利用については、周辺の自然環境と調和しつつ、地域の活性化に資する拠点づくりを進めるため、土地の有効活用とともに、必要に応じて適切な用途地域の変更を検討します。

○旧紀伊丹生川ダム周辺の地域振興

- ・ 旧紀伊丹生川ダム建設予定地周辺地域については、地元住民、国、県等との協議を継続し、その振興策を実施します。

②自然や歴史文化を守り育てるまちづくり

○去年川や学文路菰萱堂など水と緑、歴史にふれあう環境づくり

- ・ 高野山町石道玉川峡県立自然公園の山並みや里山などについては、緑豊かな自然環

境の保全・活用に努めます。

- ・黒河道については、関係機関との連携のもと、世界遺産登録を目指します。
- ・良好な景観の維持・向上を図るため、国城山に配慮した眺望景観の確保に努めます。
- ・河川やため池などについては、動植物の生息・生育環境を保全しつつ、市民のやすらぎや憩いの場としての活用を促進します。
- ・自然や歴史環境を活かした魅力ある地域環境づくりに取り組むため、高野街道清水のまちなみなどの保全や学文路苅萱堂周辺の景観整備に努めるとともに、玉川峡や中将姫旧跡、檜皮葺（ひわだぶき）の伝統産業などの保全・活用に努めます。
- ・ハイキングコースである高野街道コース、学文路コース、恋野の里コースについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保に努めます。
- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組むとともに、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・区・自治会で取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や地域内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。

○向副緑地など公園・緑地等の充実

- ・向副緑地など紀の川河川敷を利用したグラウンドなどについては、スポーツ拠点として、市民の健康増進や交流機能等の確保に努めます。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を推進します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

○良好な住環境の維持・向上

- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民と協調しながら地区計画制度や建築協定などを活用し、生活道路の改善や狭小宅地の防止などに努めます。
- ・地域の個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、地区計画や緑地協定等を活用しつつ、市民・企業・行政の協働の取り組みによる景観づくりを促進します。
- ・循環型・低炭素型のまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して、資源循環・省エネルギー、再生可能エネルギーなど環境負荷の低減に向けた取り組みを推進します。

○安全で快適な地域交通の充実

- ・橋本高野山道路の建設を国及び県に働きかけるとともに、やどり温泉いやしの湯へのアクセス道路である国道371号については、改修、拡幅を促進します。
- ・市内交通の円滑化を図るため、県道橋本五條線、広域農道（紀の川左岸）、県道山内恋野線（恋野橋の架け替え等）等の整備を促進します。
- ・国道370号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組めます。
- ・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者の協力のもと、狭あいな道路や行き止まり道路等の解消に努めます。

- ・地域に愛される道路づくりを推進するため、地域住民等と行政が協力しながら、道路緑化や清掃などの取り組みを推進します。

○下水道等の充実

- ・良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道区域外の地域については、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

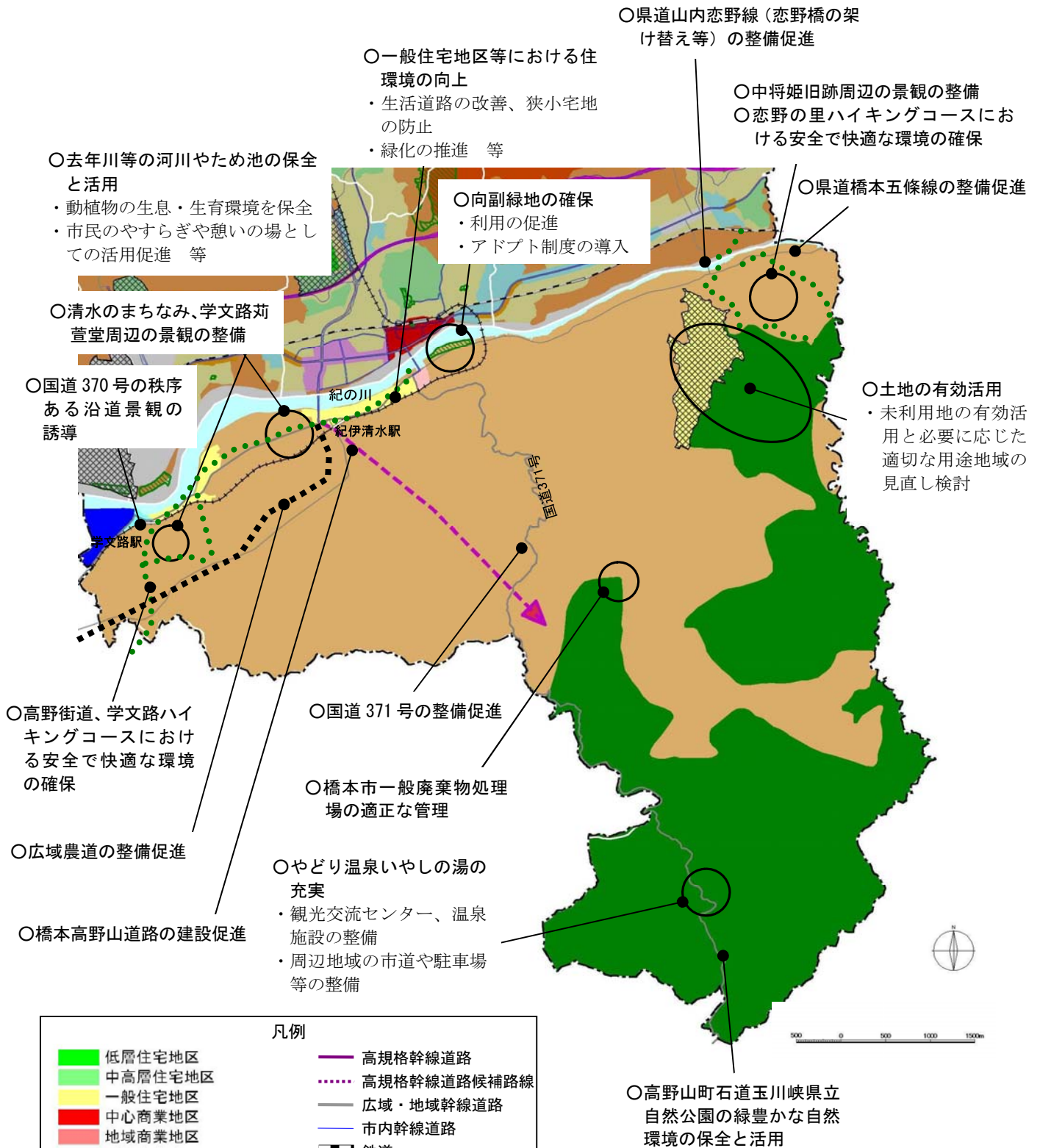
○一般廃棄物処理場の適正な管理と処理システムの構築

- ・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）については延命化を図るとともに、新たな整備を検討し民間処理委託など、本市の状況に最も適した処理システムを構築します。

○地域防災体制の充実

- ・拠点避難所に防災倉庫及び災害備蓄品を計画的に配備します。
- ・拠点施設である小学校や中学校などについては、救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に努めます。
- ・地区の公民館は、補完的な備蓄拠点として災害救援物資等を配備します。
- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。

恋野・学文路地域のまちづくり方針図

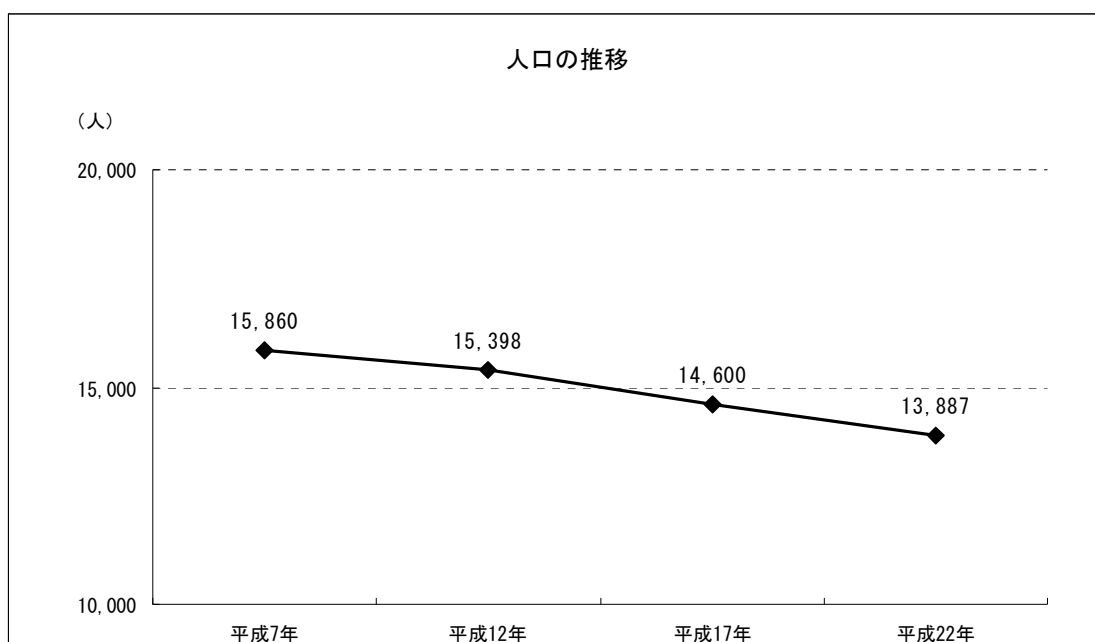


凡例	
低層住宅地区	高規格幹線道路
中高層住宅地区	高規格幹線道路候補路線
一般住宅地区	広域・地域幹線道路
中心商業地区	市内幹線道路
地域商業地区	鉄道
近隣商業地区	都市計画公園
住居系沿道サービス地区	供用済み
工業系沿道サービス地区	未供用
産業集積地区	都市計画区域
住宅・産業共存地区	
行政サービス地区	
農業・集落地区	
スポーツ・レクリエーション地区	
紀の川・レクリエーションゾーン	
山林ゾーン	
土地利用検討地区	

(6) 高野口地域

1) 地域の特性

- 本地域は、高野口小学校、応其小学校、信太小学校区で構成され、高野口駅があります。
- 高野口地区公民館などの公共施設が立地するなど、市の中核機能を補完しています。
- 高野口駅周辺は、本市の副次的な都市核としての機能を果たしています。
- かつては宿場町として栄え、歴史的建造物がみられるなど歴史的なまちなみが残されているとともに、地域産業であるパイル織物工場が点在しています。
- 地域の南側には、紀の川が流れ、雄大な水辺景観がみられます。
- 地域北部には、金剛生駒紀泉国定公園の山並みが広がっています。
- 平成 22 年の地域人口は 13,887 人（市域人口の 20.9%）で減少傾向が続いており、平成 17 年からの減少率は 4.9%となっています。



資料：昭和 60 年～平成 7 年人口は平成 10 年度都市計画基礎調査
平成 12 年、17 年人口は平成 20 年度都市計画基礎調査
平成 22 年は住民基本台帳登録人口（9 月末現在）を国勢調査人口に按分した数値

2) 地域の課題

①高野口駅周辺市街地の魅力と利便性の向上

- 高野口駅周辺の商店街は衰退傾向にあり、地域の中心的商業地としての魅力が低下しています。このため、日常の生活利便施設の充実や狭あいな道路の解消は図るなど、地域の顔にふさわしい魅力と利便性の高い駅前市街地の再生に取り組む必要があります。

②地域の魅力を高める地域資源の保全と活用

- 本地域には、紀の川、金剛生駒紀泉国定公園の自然をはじめ、かつて宿場町であった歴史的まちなみや名古屋廃寺跡など多くの地域資源とともに、パイル織物などの地場産業があります。こうした地域資源を活用し、地域の魅力を一層高めていく必要があります。

③定住基盤の充実

- ・ 本地域の人口は減少傾向が続いています。地域活力や地域コミュニティの維持を図るためには、良好な住環境や道路、生活排水処理等の生活基盤施設の確保など定住基盤の充実が必要です。

3) 地域の将来像と目標

■地域の将来像

“豊かな歴史風土に培われた個性と魅力ある地域づくり”

■地域づくりの目標

①地域拠点における魅力と利便性の高いまちづくり

- ・ 日常の生活利便機能等の集積、文化交流施設の充実、駅前市街地へのアクセス強化など地域拠点である高野口駅周辺市街地での魅力と利便性の高いまちづくりを目指します。

②自然や歴史文化を活かしたまちづくり

- ・ 金剛生駒紀泉国定公園の自然や名古屋廃寺跡などを活かした環境づくり、コミュニティや交流の場となる高野口公園など公園・緑地の充実等により、自然や歴史を活かしたまちづくりを目指します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

- ・ 良好な住環境の維持・向上、地域交通や下水道等の充実、地域防災体制の強化など、安全で快適な暮らしが確保されたまちづくりを目指します。

4) 地域のまちづくり方針

①地域拠点における魅力と利便性の高いまちづくり

○高野口駅周辺の活性化

- ・ 高野口駅周辺の市街地においては、日常の生活利便施設などの集積を図ります。
- ・ 歴史的まちなみと調和した個性と魅力あるまちづくりを推進します。
- ・ まちなかの憩いの場として、空き地等を活用しポケットパーク等の整備に努めます。
- ・ 人口の減少を防止するため、民間による良質な賃貸住宅の供給を促進します。

○文化交流施設の充実

- ・ 文化の振興や生涯学習等を促進するため、産業文化会館の充実に努めます。

②自然や歴史文化を活かしたまちづくり

○田原川や里山など水と緑にふれあう環境づくり

- ・ 金剛生駒紀泉国定公園の山並みや里山などについては、緑豊かな自然環境の保全・活用に努めます。
- ・ 田原川等の河川やため池などについては、動植物の生息・生育環境を保全しつつ、

市民のやすらぎや憩いの場としての活用を促進します。

- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組むとともに、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・区・自治会で取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や地域内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。

○名古屋廃寺跡など歴史文化にふれあう環境づくり

- ・伊勢（大和）街道の歴史とふれあえる環境づくりに取り組むため、大野地区の歴史的まちなみをはじめ、名古屋廃寺跡及びその周辺の三彩釉骨壺（国重要文化財）出土地等の景観整備に努めます。
- ・大和街道ハイキングコースについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保に努めます。
- ・葛城館、高野口小学校などの歴史的建造物の保存・活用により、歴史にふれることのできる魅力的なまちづくりを進めます。

○高野口公園など公園・緑地等の充実

- ・桜の名所である高野口公園については、緑の拠点として、公園施設の拡充や管理の充実に努めます。
- ・住吉運動公園については、スポーツ拠点として、市民の健康増進や交流機能等の確保に努めます。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を推進します。

③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

○良好な住環境の維持・向上

- ・本地域においては、計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、用途地域等の指定を図ります。
- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民と協調しながら地区計画制度や建築協定などを活用し、生活道路の改善や狭小宅地の防止などに努めます。
- ・地域の個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、地区計画や緑地協定等を活用しつつ、市民・企業・行政の協働の取り組みによる景観づくりを促進します。
- ・循環型・低炭素型のまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して、資源循環・省エネルギー、再生可能エネルギーなど環境負荷の低減に向けた取り組みを推進します。

○安全で快適な道路環境の充実

- ・市内交通の円滑化を図るため、伏原田原線の整備を促進します。
- ・国道 24 号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組めます。
- ・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者の協力のもと、狭あいな道路や行き止まり道路等の解消に努めます。

- ・地域に愛される道路づくりを推進するため、地域住民等と行政が協力しながら、道路緑化や清掃などの取り組みを推進します。

○下水道等の充実

- ・良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道区域外及び農業集落排水事業区域外の地域については、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

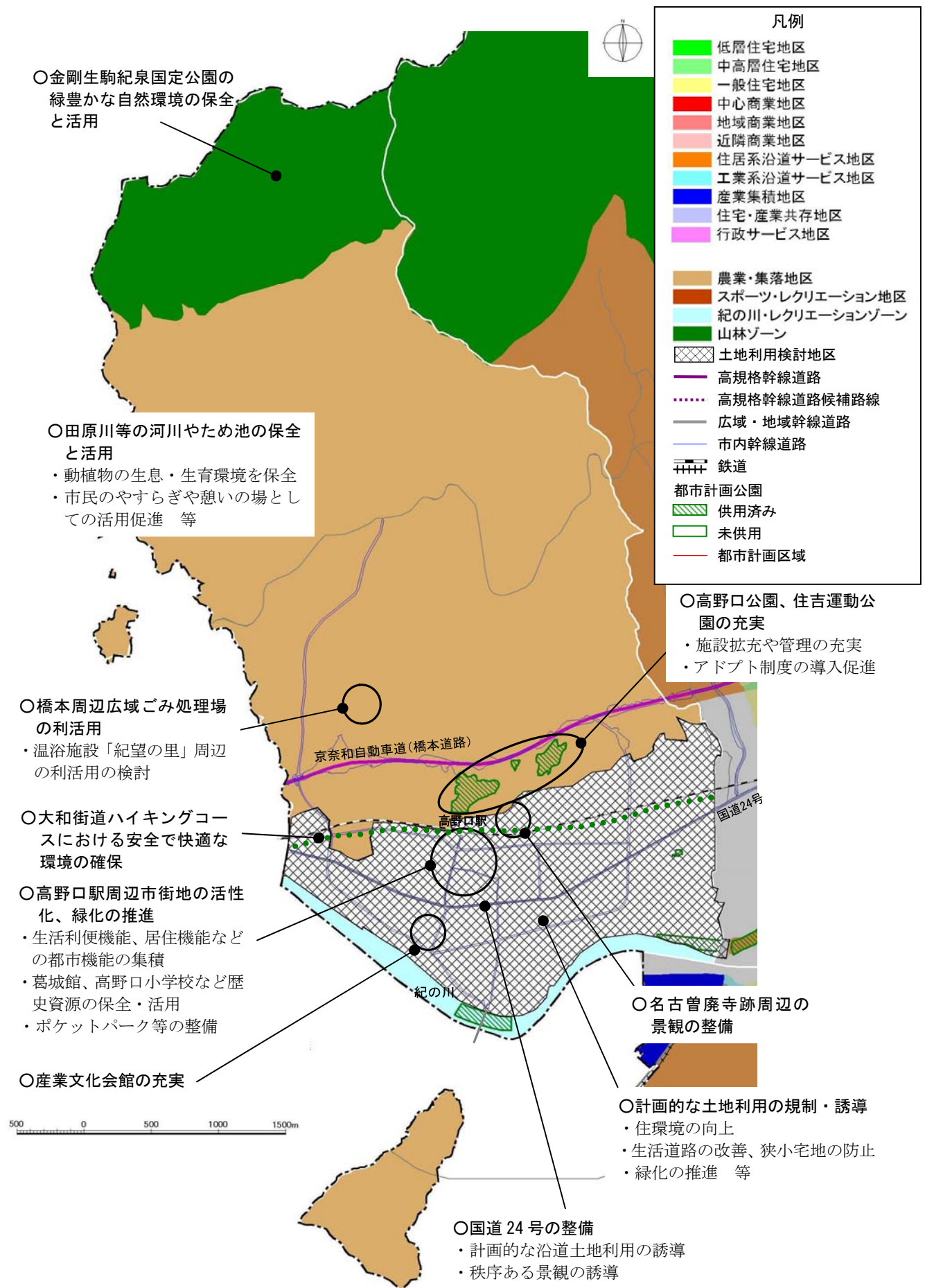
○処理施設等の充実

- ・橋本周辺広域ごみ処理場については、処理場の排熱を利用した温浴施設「紀望の里」周辺の利活用について検討します。

○地域防災体制の充実

- ・拠点避難所に防災倉庫及び災害備蓄品を計画的に配備します。
- ・拠点施設である小学校や中学校などについては、救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に努めます。
- ・地区の公民館は、補完的な備蓄拠点として災害救援物資等を配備します。
- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。

高野口地域のまちづくり方針図



第4章 実現化に向けて

1.協働のまちづくりの推進

(1) 協働のまちづくりの必要性

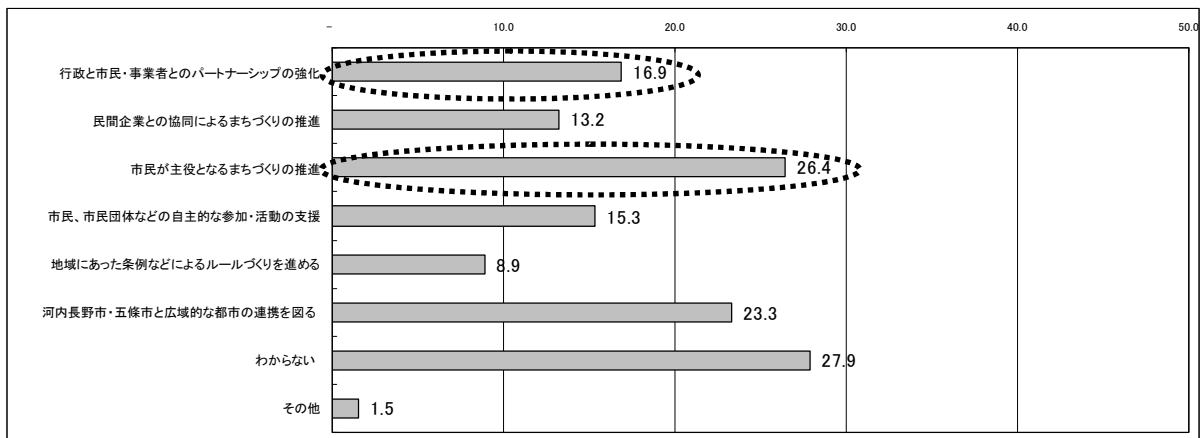
市民アンケート調査結果をみると、「身近な生活道路の整備」、「安心して過ごせる公園」、「防災・防犯対策」の充実、「景観の保全」など身近な生活環境の改善が求められています。

こうした、道路、公園、防災、景観等の取り組みは、市民・事業者の協力のもとに、市民と行政の合意形成があってはじめて実現可能なものとなります。

同調査におけるまちづくりの進め方をみると、協働のまちづくり意向は4割程度となっています。

このため、今後のまちづくりにあたっては、「橋本市協働の基本方針」に基づき、市民参画をより一層促進していくとともに、都市計画に関する情報の提供により、地域のニーズを的確に把握しながら、市民・事業者・行政の参画と協働によるまちづくりを積極的に推進していくことが必要です。

まちづくりの進め方について（市民アンケート調査結果）



(2) 協働のまちづくりの推進方策

都市計画マスタープランを実現していくためには、橋本市長期総合計画等の上位計画との相互連携を図るとともに、福祉、社会教育、環境、産業等の各種計画との連携も必要です。このため、庁内の横断的な組織づくりを行い、進行管理体制の更なる充実に努めます。

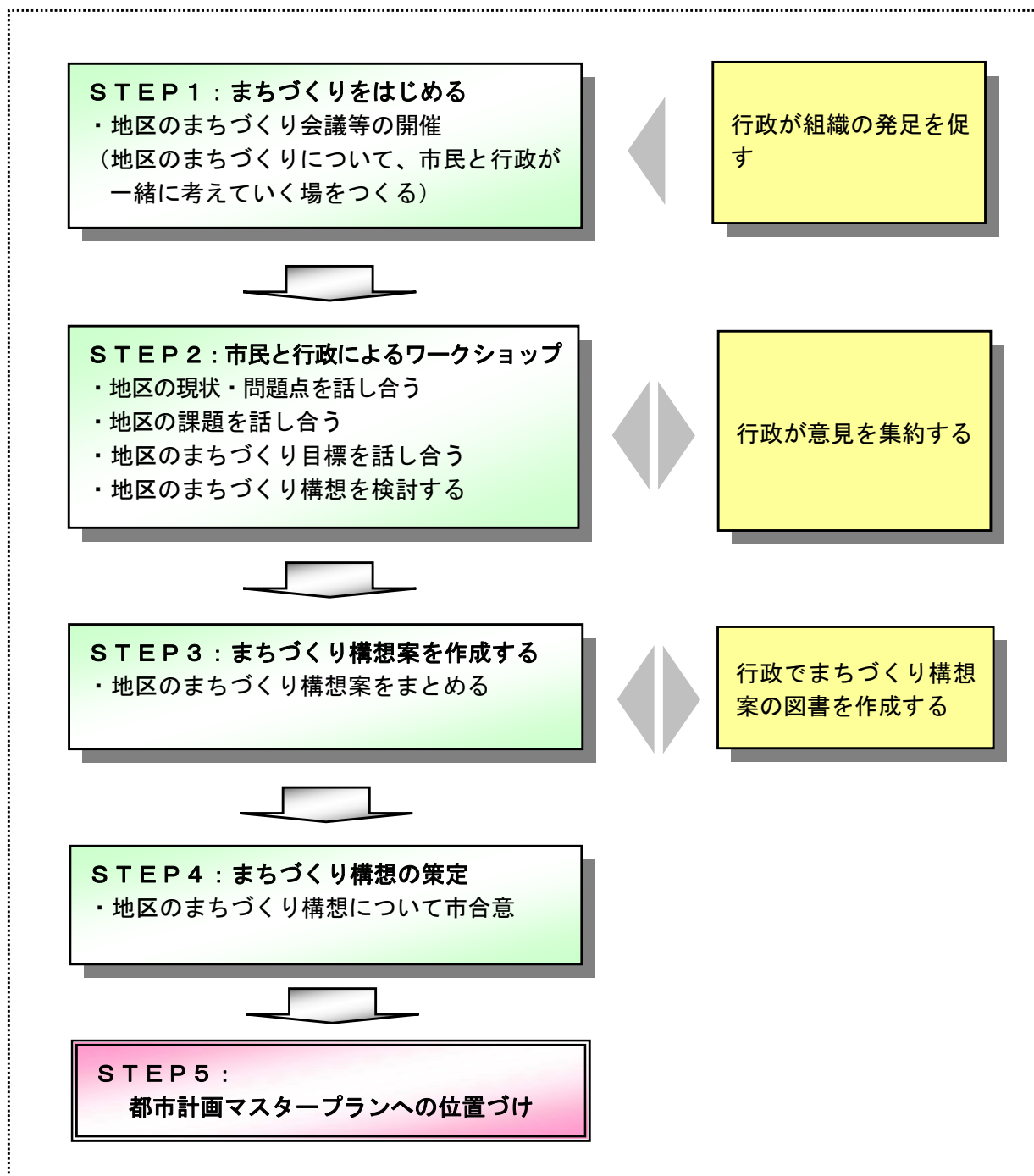
また、地域の身近なまちづくりを推進していくため、市民との継続的な意見交換の機会の創出、地域での活動の中心となるまちづくり団体等との連携に努めます。

(3) 協働のまちづくりの実践

協働のまちづくりについては、地域の課題、市民のニーズ、市民のまちづくりに対する参画意向など地域の実情や事業などの内容によってさまざまな取組み方が考えられます。

協働のまちづくりの実現化に向けては、地域別構想に基づき、地区レベルでの以下のような段階的な進め方を基本に、それぞれの地域の実情に合った活動の展開を推進していく必要があります。

《地区のまちづくり構想の段階的な進め方》



2. 効率的、効果的なまちづくり事業の推進

(1) まちづくり事業・制度の活用

本市では、補助金・交付金の削減や、税収の減少等により、財政状況はさらに厳しさを増しており、まちづくりにおいては、より効率的で効果的な事業の推進が求められます。

このため、市民の意向を把握しながら、費用対効果及び地域投資のバランス等に配慮しつつ、事業の優先順位を慎重に検討し、まちづくり事業を計画的に進めていきます。なお、事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、社会資本整備総合交付金など国・県における事業・制度等の活用を図るため、関係機関への協力を要請します。

また、各地域や地区の特性を活かしたまちづくりを住民が主体となって進めていくことは、効率的・効果的な事業を実現するだけでなく、住民自治を高めるなどさまざまな波及効果をもたらすことになります。

このため、地域の意向、合意形成を前提とした地区計画、建築協定など地域の自主的なルールによる誘導手法を積極的に活用していきます。

(2) 広域連携の推進

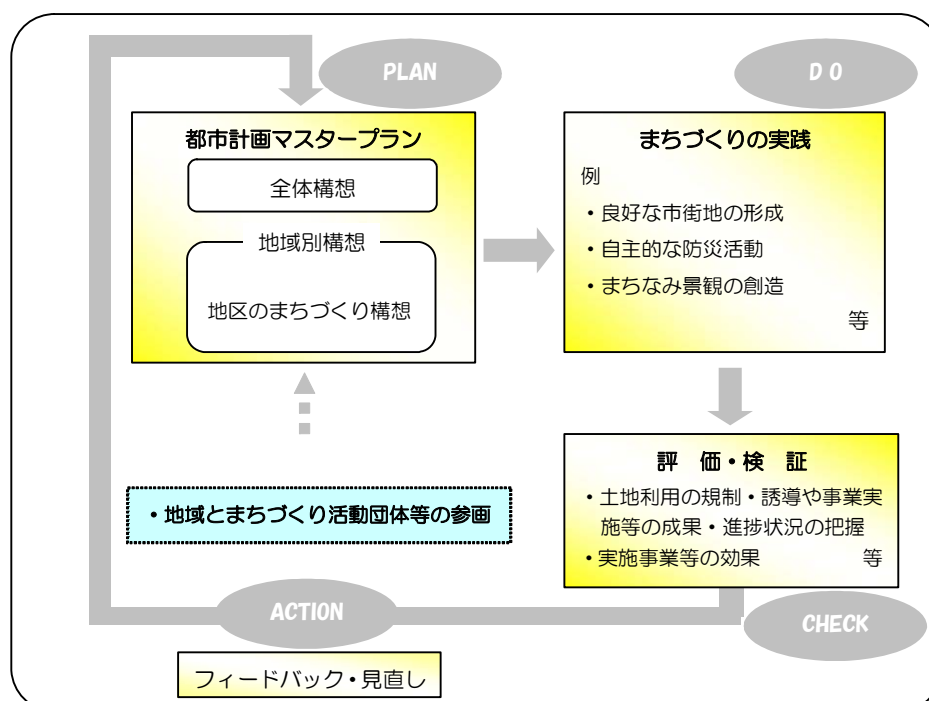
国、県、近隣自治体等との連携を密にして、適正な土地利用の規制・誘導や都市整備などまちづくりの効果的な推進が図れるよう、より一層の協力体制の構築に努めます。

3. 都市計画マスタープランの適切な進行管理

(1) PDCA サイクルの活用

まちづくりを効率的、効果的に推進していくためには、『PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価・検証）、ACTION（改善）』のPDCAのサイクルを構築することが必要です。

このため、都市計画マスタープランの実現にあたっては、庁内関係部局との連携を強化しつつ、このサイクルを活用して事業・施策の適切な進行に努めます。



（２）都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、橋本市長期総合計画と連動した見直しを原則とし、本市を取り巻く社会情勢の変化、人口、土地利用動向の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。

参 考 資 料

橋本市都市計画マスタープラン等策定検討委員会要綱

平成18年3月1日

告示第171号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）並びに都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定に当たり、市民、関係団体及び学識経験者の参加により、幅広い意見を集約し反映するため、橋本市都市計画マスタープラン等策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について協議及び調整を行うものとする。

- (1) 都市計画マスタープラン等への提言に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が必要であると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体を代表する者及び市民を代表する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長は、委員会において協議及び調整し、取りまとめた事項について、その内容を市長に報告するものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン等策定作業が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

策定の経緯

委員会等	開催日等	議題・内容
第1回 橋本市都市計画審議会専門委員会	平成20年9月29日	○都市計画マスタープランについて
第1回 橋本市都市計画マスタープラン等 策定検討委員会	平成22年3月18日	○都市計画マスタープラン等の概要及びスケジュールについて ○アンケート調査票案について
第2回 橋本市都市計画審議会専門委員会	平成22年4月28日	○都市計画マスタープラン等の概要及びスケジュールについて ○アンケート調査票案について
アンケート調査の実施	平成22年6月29日 ～7月20日	○対象者：無作為抽出市民3,228人、 高校二年生（橋本・伊都高校）326人 ○回答者：市民1,313人、高校生326人 ○回答率：市民40.7%、高校生100%
第2回 橋本市都市計画マスタープラン等 策定検討委員会	平成22年10月7日	○アンケート調査結果について ○全体構想（素案）について
第3回 橋本市都市計画審議会専門委員会	平成22年12月24日	○アンケート調査結果について ○全体構想（素案）について
第3回 橋本市都市計画マスタープラン等 策定検討委員会	平成23年2月18日	○都市計画マスタープラン全体構想（素案） 及び地域別構想（素案）について
第4回 橋本市都市計画マスタープラン等 策定検討委員会	平成23年3月25日	○緑の基本計画（素案）について
第4回 橋本市都市計画審議会専門委員会	平成23年12月19日	○都市計画マスタープラン地域別構想（素案）について ○緑の基本計画（素案）について
第5回 橋本市都市計画マスタープラン等 策定検討委員会	平成24年2月1日	○都市計画マスタープラン（素案）について ○緑の基本計画（素案）について
縦覧 ※公聴会は申出書が提出されなかったため開催中止	平成24年9月25日 ～10月9日	○都市計画マスタープラン及び緑の基本計画（素案）の縦覧 ○意見提出1件
第6回 橋本市都市計画マスタープラン等 策定検討委員会	平成24年11月15日	○都市計画マスタープラン（素案）について ○緑の基本計画（素案）について
第14回橋本市都市計画審議会	平成25年1月18日	＜報告事項＞ ○都市計画マスタープランについて ○緑の基本計画について
第15回橋本市都市計画審議会	平成25年2月20日	○橋本市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）について ○緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）について

橋本市都市計画マスタープラン

平成 25 年 3 月

橋本市建設部都市計画課

TEL 0736-33-1111(代表)



橋本市